

WideAngle プロフェッショナル サービス 内部リスク見える化ソリューション（マネージド UEBA）利用規約

2021 年 10 月 8 日 MSS セ 00833477 号 実施

第1章 総則

（本規約の制定）

- 第1条 当社は、「WideAngle プロフェッショナルサービス 内部リスク見える化ソリューション（マネージド UEBA）利用規約」（以下、「本規約」といいます。）を定め、本規約に基づき「WideAngle プロフェッショナルサービス 内部リスク見える化ソリューション（マネージド UEBA）」（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 本サービスに係る契約者（以下、「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。
- 3 本サービスの内容を規定した「WideAngle プロフェッショナル サービス 内部リスク見える化ソリューション（マネージド UEBA）サービス仕様書」（以下、「本サービス仕様書」といいます。）を含め、内部リスク見える化ソリューション（マネージド UEBA）に関する諸規定は、この利用規約の一部を構成するものとします。

（本規約の範囲）

- 第2条 本規約に定める諸条項は、契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

（本規約の変更）

- 第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更を行う旨及び当該変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、当社の Web サイト上 (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) への掲載、第29条（契約者に対する通知）に定める方法、その他の適切な方法により周知します。
- 2 契約者は、本規約の変更内容に同意できないときは、本規約変更の効力が生じる前に利用契約を解約しなければならないものとします。
- 3 本規約の変更の効力が発生した後、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

(用語の定義)

第4条 この本規約において、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本サービス」とは、本規約およびサービス仕様書等に基づいて、当社が契約者に提供するログデータ分析サービスをいいます。
- (2) 「本サービス仕様書」とは、本サービスの機能の詳細を記載したものをいいます。
- (3) 「本契約」とは、本規約に基づいて締結される当社と契約者との間の契約をいいます。
- (4) 「サービス提供期間」とは、当社が契約者に対して本サービスを提供する 12 か月以上の期間をいいます。
- (5) 「申込書」とは、当社が別に定める申込様式又は本サービス利用規約等の本サービスの利用について当社と取り交わす契約書面をいいます。
- (6) 「サービス利用開始日」とは、申込書に記載された本サービスのサービス開始予定日をいいます。ただし、当社からの通知により開始希望日を変更した場合には、変更した内容を指します。

(提供区域)

第5条 本サービスの提供区域は、日本国内とします。

(申込みと承諾)

第6条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約ならびに提供条件書等に同意の上、当社申込書又はそれに準じる書面（変更申込書も含みます。以下、「申込書」といいます。）に必要事項を記載し、当社に申込むものとします。

- 2 当社が申込みに対して承諾したことを通知した時をもって契約の成立とします。（以下、成立した契約を「本契約」、承諾した時を「契約締結日」といいます。）
- 3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 申込者が要望する本サービスの提供が技術上、法令上、規制上又はその他の理由により著しく困難な場合。
 - (2) 本サービスの申込者が当社の提供する本サービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合。
 - (3) 本サービスの申込者が第19条（当社が行う契約の解約）第1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断した場合。
 - (4) 申込書に虚偽の記載がなされた場合。
 - (5) 当社からの本サービス種別の指定、又は変更要請を承諾できない場合。

- (6) 過去に本規約等違反を理由に利用契約を解除されたことがある場合。
 - (7) 前各号の他、当社の業務に支障がある場合。
- 4 申込みの承諾後であっても、当社は前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取消す場合があります。この場合、当社は取消しにより契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。
- 5 本契約の成立後、申込時に当社に届け出た事項に変更があったときは、契約者は当該変更内容をすみやかに当社に対し当社の指定する方法により届け出ることとします。
- 6 当社が申込みを承諾しない場合には、申込者に対しその旨を通知します。

(本契約の変更)

- 第7条 本サービス提供期間中に契約者が本契約の内容を変更しようとする場合、当社の変更申込書に必要事項を記載し、当社に申込むものとします。なお、当社が当該変更の申込みを承諾した時点で当該変更が有効となるものとします。
- 2 当社は、契約ユーザー数の追加または分析対象ログの追加のみ承諾するものとします。
- 3 当社が契約者による本契約の内容の変更の申込みを承諾後、当該変更後の料金と既に契約者から支払いを受けた金額に差額が生じた場合には、本サービス提供期間に応じて別途精算するものとします。

第2章 サービス

(本サービスの提供)

- 第8条 当社は、サービス開始日に、申込みを受けた本サービスの提供を開始します。
- 2 本サービスの提供を開始するために契約者が満たすべき条件が、サービス仕様書又は申込書に記載されている場合、契約者は、サービス開始日又は当社が別途定める日までにその条件を満たすものとします。
- 3 当社は、本サービス利用開始日に本サービスの提供を開始することが困難な場合、本条第1項にかかわらず、契約者に通知の上サービス開始日を変更することができます。この場合において、申込書により指定されるサービス終了日は変更されません。
- 4 前項の場合において、当社の責に帰すべき事由によりその変更が生じたものでないときは、当社は、本サービス利用開始日の変更のため追加で必要となる費用の支払いを契約者に請求することができ、契約者はこれを支払うものとします。

- 5 本サービス提供期間は、契約者が本サービス提供期間満了日の 60 日前までに当社に書面で提供期間を更新しない旨を通知しない限り、同一条件で 12 か月延長します。
- 6 前項の規定にかかわらず、機器や技術の陳腐化、設備等の合理化又はその他の事由により本サービスの提供の継続が相応でないと判断した場合、当社は本サービスの提供期間の延長をしないことがあります。

(提供中止)

第9条 当社は、次の場合には本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ない場合。
 - (2) 天災、事変、その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合。
 - (3) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難となつた場合。
 - (4) 法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となつた場合。
 - (5) 当社の設備等を不正アクセス行為から防御するため必要な場合。
 - (6) 以下の事由により、本サービスの提供に使用するログデータの全部または一部が完全でない場合。
 - ① 収集対象のログデータを生み出す各種機器の故障・不具合などによりログデータに漏れや誤りがある場合
 - ② 契約者のネットワーク内の何らかのトラブルによりログデータが正常に集約できなかつた場合
 - ③ 契約者の組織内人員配置や機器所有者の変更・追加について、当社に共有しなかつた場合
 - ④ 契約対象となつていないログデータを当社の承認なく転送の対象とした場合
 - ⑤ ログデータの収集対象や集約用サーバの設定を契約者が独自に変更し、問題が起きた場合
 - (7) その他、運用上または技術上本サービスの一時的な中断が必要と当社が判断した場合。
- 2 当社は、本サービスの全部又は一部の提供中止に伴い契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
 - 3 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止する場合、予めその理由、中止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

(本サービスの廃止)

- 第10条 当社は、当社の都合（本サービスの提供に必要な当社と第三者との契約の終了によるものも含みますがこれに限りません。）により本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
- 2 前項の規定による本サービスの全部又は一部の廃止があったときは、本サービスの全部又は一部に係る契約は終了するものとします。
- 3 当社は、本サービスの全部又は一部の廃止に伴い契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- 4 当社は本条第1項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、その旨を当該廃止の3か月前までに、あらかじめ契約者に通知します。
- 5 本サービスの全部又は一部の廃止にかかる本サービスの料金のうち、契約者が当社に当該サービスが廃止により終了となる日以降の本サービス提供期間のサービス料金を既に支払っていた場合は、当社は、該当部分に相当する金額を契約者に返還するものとします。

(提供停止)

- 第11条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- (1) 本規約に違反をした場合。
- (2) 本サービスの運営を妨害又は当社の名誉もしくは信用を著しく毀損した場合。
- (3) 当社に損害を与えた場合。
- (4) その他、契約者として不適当と当社が合理的に判断する場合。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの停止をするときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び予定期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は事後に通知します。なお、これにより契約者に発生した損害について、当社は責任を負わないものとします。

第3章 料金

(サービス料金)

- 第12条 サービスの料金（以下、「サービス料金」とする。）は、別途書面により定めます。なお、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。

- 2 サービスの料金を改定する必要（物価の上昇・経済事情の変動等を含むがこれに限りません。）
が生じたときは、当社はこれを改定することができます。

(サービス料金の支払い)

- 第13条 契約者は、サービス利用開始日を含む料金月の初日から起算して、サービス提供期間の満了日まで、本サービス料金の支払いを要します。「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。
- 2 前項の期間において、提供中止等により本サービスの提供ができない状態が生じた場合の料金の支払いは、次によります。
- (1) 本サービス提供期間中に当社による提供中止又は提供停止があった場合、その料金月の末日までの期間について、料金の支払いを要します。
- (2) 当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態になる場合を含みます。）が生じた場合、そのことを当社が知った時刻以後のその状態が継続した時間について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するサービス料金については、その支払いを要しません。
- 3 当社は、当社所定の請求書によりサービス料金の支払いを請求し、契約者は、当社が請求書を発行した日の属する月の翌月末までに、当社が指示する方法により支払うものとします。なお、サービス開始日又はサービス終了日が月の途中である場合、当該月における1ヶ月分の利用があったものとして当社はその請求を行うことができ、日割り計算は行わないものとします。

(延滞利息)

- 第14条 契約者の支払が遅延した場合、当社は契約者に対して、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し、年 14.5%の割合で計算して得られた額を遅延利息として請求することができるものとします。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

第4章 契約者の義務

(契約者の義務)

- 第15条 契約者は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社が本サービスを提供するにあたり、契約者と当社との間で送受信され又は当社が管理する契約者の情報及び資料は、常に管轄法域の法令を遵守していることを保証すること。
- (2) 当社が本サービスを提供できるようにするために、当社が適宜要求する契約者の技術データ及びその他情報を当社が定める期間内に提供すること。全ての提供された情報は正確、完全かつ誠意をもって提供されるものでなければならず、当社はこれに依拠することができるものとします。
- (3) 当社が本サービスを提供するために必要な範囲で当社による契約者のセキュリティ機器の情報閲覧、操作及びベンダーサポート契約の利用を許可すること。
- (4) 当社が本サービスの利用の前提となる要求条件をサービス仕様書に記載し又は書面にて通知するとき、契約者のセキュリティ機器、ネットワーク、システム又は端末を、当社が定める日までに当該条件に適合させること。当社が要求条件を変更した場合も同様とします。
- (5) 本契約の締結の際又はそれ以降当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社に届け出ること。
- (6) 本サービスの提供のために必要と当社が判断する場合、当社又は当社の関連会社の従業員による契約者の敷地又は施設内への合理的な立ち入り及び調査について、許可すること。
- (7) 第三者のネットワーク、システム又は端末を当事者の承諾なく本サービスの対象とし、当該第三者の正常な通信を妨げないこと。
- (8) 不正アクセス行為又は不正プログラムの送信をしないこと。
- (9) 本サービスに係る ID 及びパスワード（以下、「ID 等」という。）を管理する責任を負うものとし、その内容を他のサービスに係る ID 等と一緒にせず、第三者が容易に類推しうる文字列を使わず、又みだりに第三者に知らせないこと。
- (10) 当社の他の顧客に対して本サービス又は類似のサービスを提供することを妨げるような方法で本サービスを利用しないこと。
- (11) 当社が本サービス仕様書に記載している利用方法以外の手段でアクセスを行わないこと。
- (12) 本サービスが日本国内で利用されることを前提に設計されていることを確認し、日本国外で本サービスを利用しようとするときは、契約者の責任と費用において外国為替及び外国貿易その他輸出関連法令並びに当該日本国外の地域において適用される法令・規則・政府ガイドライン等を遵守し、所定の手続きを取ること。
- (13) その他、当社が客觀的かつ合理的理由により不適当と判断する行為を行わないこと。

(契約者の義務違反)

第16条 当社は、契約者が前条に規定される義務を怠ったとき又は前条に規定される義務を怠つたことにより本サービスに支障が生じたと当社が判断したときは、当社が必要だと判断するあらゆる手段（本サービスの提供の中止又は解除を含みますが、これに限りません。）をとることができるものとし、その場合に必要な作業の費用を契約者に請求できるものとします。

(契約者の責任)

第17条 契約者は、本規約および本サービス仕様書等の定めに従い、自己の責任に基づいて本サービスを利用するものとします。

- 2 契約者は、当社から付与された利用 ID（Web ポータルのユーザー名）を、利用者の役職員等に割り当てることができるものとします。ただし、利用者は、かかる割り当てを受けた利用者 ID、パスワード等を厳重に管理し、これらの漏洩、管理不十分等により生じるあらゆる損失について、全責任を負うこととします。
 - (1) 利用者 ID またはパスワードを利用して行われた行為は、その ID を有している利用者が行ったものとみなす。
 - (2) 利用者は利用者 ID、パスワードを第三者に開示、貸与、譲渡、売買等いかなる処分もしてはならないものとする。
 - (3) 利用者は、利用上の過誤、第三者による不正使用等に起因した全ての損害、損失について責任を負うこととする。
 - (4) 利用者 ID、パスワード等の盗難、並びに第三者による不正使用の疑いがある場合、速やかに当社に連絡し指示を仰ぐものとする。
 - (5) 当社が必要と判断した場合、特定の利用者に対して利用者 ID、パスワードを抹消し、本サービスの利用を禁止することがある。

(禁止行為)

第18条 契約者は、本サービスの利用にあたって、次のいずれかに該当する行為（以下、「禁止行為」といいます。）をしてはならないものとします。

- (1) 本利用規約等に違反する行為。
- (2) 本サービスの運営を妨害する行為。
- (3) 他人のプライバシーを侵害し、または他人の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 他人の特許権、著作権その他の知的財産権を侵害する行為。

- (5) 当社が本サービス提供のために契約者に提供するアプリケーションソフトウェアのプログラムを複製、改変、編集し、またはリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、解読もしくはソースコードの発見を試みる行為。
 - (6) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または第三者が受信可能な状態に置く行為。
 - (7) 法令または公序良俗に反する行為。
 - (8) 上記各号のおそれがある行為。
 - (9) 前各号のほか、当社が不適切と判断する行為。
- 2 当社は、契約者が禁止行為を行ったと判断したときは、次に掲げる措置を講じることができるものとします。
- (1) 禁止行為をやめるよう警告すること。
 - (2) 本サービスの全部または一部の提供を中止すること。
 - (3) 利用契約の全部または一部を解除すること。
 - (4) ID 等を削除し、または利用停止とすること。
 - (5) 前各号のほか、当社が適当と判断する措置を講じること。
- 3 当社は、前項の措置を講じたことによって契約者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。
- 4 契約者が禁止行為を行い、これによって当社が損害を被ったときは、当社は契約者に当該損害の賠償を請求できるものとします。

第5章 契約の解除

(当社が行う契約の解除)

第19条 当社は、次のいずれかに該当する時は、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約の全部又は一部を以下の場合に解除できます。なお、本条に基づく当社による本契約の全部又は一部の解除により契約者に損害が発生しても、当社は契約者に対して損害賠償責任を負わないものとします。

- (1) 第10条（本サービスの廃止）に基づき、当社が本サービスの全部又は一部を廃止する場合。
- (2) 契約者が当社に対して支払うべき金額を期限内に支払わなかった場合。
- (3) 本契約の全部又は一部に係る本サービスの全部又は一部の提供においてセキュリティ情報提供元等の外部サービスのサポートを受けられなくなった場合。
- (4) 本契約上の義務に違反する状態が継続し解消されない場合。

- (5) 契約者の事業又は財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合。
 - (6) 法規制等により、本契約の全部又は一部の提供が困難となったと当社が判断した場合。
 - (7) 前各号のほか、契約者が、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をした場合。
- 2 前項にしたがって当社が契約の全部又は一部を解除するときは、事前に当社から契約者に書面にてそのことを通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合についてはその限りではありません。

(契約者が行う契約の解除)

第20条 契約者は、本契約の全部又は一部を解除しようとするときは、契約の解除を希望する日の2か月前までに、当社所定の方法により当社に通知するものとします。このとき、契約の解除に係る違約金については、第21条（解除の違約金等）の定めるところによります。

(解除の違約金等)

第21条 本サービス提供期間内（契約締結日から本サービス利用開始日までの期間を含みます。）に本契約の全部又は一部が解除された場合、その解除が当社の責に帰すべき事由による場合を除き、契約者は当社に、解除日までに発生したサービス料金に加え、残存する本サービス提供期間に相当するサービス料金を、違約金として当社が定める日までに一括で支払うものとします。

第6章 付加機能

(付加機能)

第22条 付加機能の詳細については本サービス仕様書にて定めます。

2 当社は、当社が付加機能の提供を受けている第三者より本サービスの当該付加機能の提供がなされなくなった場合（当該第三者との契約の終了を含みますがこれに限りません。）には、その付加機能の提供を停止します。

第7章 付帯サービス

(付帯サービス)

第23条 本サービスに関する付帯サービスの詳細に関しては、本サービス仕様書の定めるところによります。

第8章 再販又は卸売

(再販又は卸売等)

第24条 契約者は、当社の事前の書面による同意なく本サービスを第三者に対して再販又は卸売してはなりません。

第9章 雜則

(非保証)

第25条 当社は、本サービスが契約者の利用目的に合致していること又は有用であること、障害その他の故障がないこと、完全性、正確性、確実性、有用性、契約者の特定目的の適合性及び第三者の権利を侵害していないこと（これらを含みますが、これらに限りません。）について、何ら保証を行わず、これらに関連して契約者に損害が発生したとしても責任を負いません。また、契約者は契約者の利用目的に合った結果を得るために本サービスを選択したこと、本サービスを利用するための準備およびその利用方法、本サービスの利用によって得られた結果についてすべての責任とリスクを負うものとし、当社はそれらについて責任を負いません。

- 2 本サービス提供に関する設備、機器等の故障、トラブル、停電、通信回線の異常ならびにシステム障害等の当社の予想を超えた事態により、本サービスの利用不可、契約者に関するデータの消失等の事態が発生することがあります、当社は、これにより契約者に発生した損害につき一切責任を負わないものとします。
- 3 当社は、本サービスが日本国外の地域の規制（法令、規則、政府ガイドライン等を含みますがこれに限りません。）に適合していること、及び日本国外の地域で利用可能であることについて何ら保証を行わず、契約者による日本国外の地域での本サービスの利用によって発生したいかなる損害についても当社は責任を負いません。

(責任の除外)

第26条 当社は、以下の事項に起因する損失、損害、経費、費用又はその他補償請求については責任を負いません。

- (1) 契約者のネットワーク、システム又は端末が原因の全部又は一部となって生じる機能低下又は中断。
- (2) セキュリティ対策上必要となる機能の作動によるネットワーク、システム又は端末の機能低下又は中断。
- (3) インターネット及び契約者が契約したネットワークサービスの通信の中止又は遅延。
- (4) 契約者又は第三者のネットワーク、システム又は端末に対する不正アクセスや不正プログラムの侵入及び発出。
- (5) 当社のセンタ設備で扱われる契約者又は第三者に係る通信ログ、ドキュメント、プログラム又は設定等一切のデータについて、全部又は一部の損失。（ただし、当社の責故意または重過失による場合を除きます。）
- (6) 第三者のネットワーク、システム又は端末に対し当該第三者の承諾なく行われた契約者による本サービスの利用。（契約者が意図的でない場合も含みます。）

(損害賠償)

第27条 当社は、本サービスに関する当社の債務不履行によって契約者に損害が発生した場合であっても、当社に故意または重過失がない限り、当社は契約者に発生した損害について一切責任を負わないものとします。

- 2 当社の故意または重過失により契約者に損害が生じた場合には、当社は、第13条第2項第2号の適用に加え、本契約の解除の有無にかかわらず、損害の原因となつた事象が発生した月にかかる第12条（サービス料金）に定めるサービス料金の1ヶ月分相当額を限度として、逸失利益を除く契約者に現実に生じた通常の損害を契約者に賠償するものとします。ただし、契約者が、第18条（禁止行為）に違反したことにより発生した損害については、当社の故意または重過失が競合する場合であっても当社は一切責任を負わないものとします。

(不可抗力)

第28条 地震、台風、津波、落雷、パンデミック、エピデミック、その他の天災地変、交通機関の障害、戦争、暴動、内乱、労働争議、法令、規則の改正、政府の行為等、当該当事者の合理的な管理を超える事由（以下、「不可抗力」という。）により、本契約に基づくいずれかの当事者の義務の全部又は一部の不履行又は遅滞が生じた場合、当該当事者は相手方当事者に対し

て、当該不履行又は遅滞についての責任を負わないものとします。ただし、本契約に基づく契約者の当社に対する金銭債務については、本項の適用を受けないものとします。

(契約者に対する通知)

第29条 当社から契約者への書面による通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うものとします。

- (1) 本サービスの利用者に提供される Web サイト上に掲載する方法により行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が契約の際又は契約締結後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法、又は FAX 番号宛に FAX を送信する方法により行います。この場合、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が契約の際又は契約締結後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送する方法により行います。この場合、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法により行います。この場合、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(知的財産の帰属)

第30条 本サービスの提供に関する契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム（本サービスのユーザーインターフェース画面を含む）、物品及びドキュメント（本規約、サービス仕様書、申込書、マニュアル及びレポート等を含む）および本サービスから契約者に提供される情報（セキュリティ情報に関する通知メールを含みますがこれに限りません。プログラム、契約者に提供される情報、物品及びドキュメントを総称して以下、「プログラム等」という。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。（契約者から提供されたコーポレートマーク、その他画像についてはこの限りではありません。）なお、上記に関しては契約の解約又は終了後も同様の扱いとします。

(知的財産の取り扱い)

第31条 契約者は、プログラム等を次のとおり取扱うものとします。

- (1) 本規約で定めた範囲内でのみ使用し、他の目的に使用しない。

- (2) 転用・複製・改変・翻訳・編集・転送等を行わず、又、リバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アセンブルを行わない。
 - (3) 当社への事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に貸与・譲渡・使用許諾・担保設定等しない。
 - (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しない。
 - (5) 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。
- 2 契約者は、当社又は当社の指定する者が所有権を有するプログラム等が貸与されている場合には、本サービスにかかる契約の終了後、速やかに当社に対してこれらを返却するものとします。また、当該返却作業に必要な範囲内において、当社は契約者の施設に立入ることができるものとします。

(第三者委託)

第32条 当社は、本サービスを提供するにあたって、その全部又は一部を第三者に委託する場合があり、契約者はそれに同意するものとします。

(データ等の削除)

第33条 当社の設備を保全するため、当社は契約者が本サービスの利用中に本サービスに登録した情報（資産やソフトウェアの情報を含みますがこれに限りません。）は登録した日から起算して6ヶ月で消去するものとします。

- 2 第10条（本サービスの廃止）、第19条（当社が行う契約の解約）、第20条（契約者が行う契約の解約）、もしくは本サービス提供期間満了により、本サービス中の契約者の登録データ等をサービス仕様書に従い適切に消去します。
- 3 第9条（提供中止）第1項又は第11条（提供停止）第1項に該当し、当社がやむを得ないと判断した場合は本サービスの契約者の登録データ等を消去することができるものとします。この場合、当社は契約者に対し事後遅滞なくその旨を通知するものとします。
- 4 当社は本条に規定する内容に起因して発生した契約者又は第三者の損害について責任を負わないものとします。

(情報の取り扱い)

第34条 当社は、本サービスの提供を通じて得られる、不正アクセス又は不正プログラムの手法及びそれらの発信元に関する情報について、以下の利用を行うことがあります。契約者はそれに同意するものとします。

- (1) 契約者の利用するサービスの有用性を高めるため、対策状況について分析を行い、セキュリティ対策のデータとして利用すること。
- (2) 契約者の利用するサービスの有用性を高めるため、当社の関連会社と共有し解析を行うこと。
- (3) 当社又は当社の関連会社の提供するサービスの契約者の全部又は一部のために、セキュリティ対策のデータとして利用すること。
- (4) セキュリティに関する啓発を目的として、サービスの契約者が特定されない態様に加工した上で、レポート等にまとめ公表すること。
- (5) 当社又は当社の関連会社の設備の保全、サービスの開発、又はその他の業務の遂行のために利用すること。

(個人情報の取り扱い)

第35条 本サービスの提供にあたり当社が取得する個人情報の取扱いは、プライバシーポリシー（<http://www.ntt.com/privacy/>）の定めるところによります。

(秘密の保持)

第36条 前条に定めのある場合を除き、いずれの当事者も、本契約に関連して相手方当事者から開示された機密情報を、相手方当事者の書面による事前の承諾なく第三者に公表し、漏洩し、又は本契約履行の目的以外に使用してはならない。本契約において「機密情報」とは、本契約を通じて知り得た相手方当事者の営業上、技術上又はその他の業務上の秘密であって、次の各号に掲げるものをいいます。

- (1) 機密である旨表示した書面等有形媒体により開示された情報。
 - (2) 口頭で開示され、(a) 開示者が開示時点で機密である旨を明確に示し、又は(b) 開示後14日以内に開示者が「機密」又はそれに類似した表示を示した文書によりその内容を詳記して受領者に交付した情報であって、開示者がその文書の内容・範囲について書面により受領者の確認を得た情報。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは機密情報には含まれません。
- (1) 開示の時において公知である情報。
 - (2) 受領者への開示後に受領者の責めに帰すべからざる事由により公知の事実となった情報。
 - (3) 受領者が正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - (4) 受領者が開示者から入手した機密情報によらず独自に開発した情報。
 - (5) 開示者が守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報。

- 3 本条第1項の規定にかかわらず、当社は、第32条（第三者委託）に基づく再委託先に対して、本規約に定める義務の履行のために必要な範囲で機密情報を開示できます。この場合、当社は、当該再委託先に対して、当該機密情報が秘密である旨を明示し、当該再委託先に本規約の当社の義務と同等の機密保持義務を課すものとします。
- 4 いずれの当事者も、法令又は裁判所の判決若しくは官公庁の決定、命令、その他により開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で相手方当事者の機密情報を当該機関に対して開示することができます。ただし、当該受領者は、かかる要求があった場合、可能な範囲でその開示の前にその旨開示者に通知するものとします。
- 5 本条に定める義務は、本サービス提供期間終了後1年間、引き続き有効に存続するものとします。

(権利義務の譲渡の制限)

第37条 契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は譲渡することはできません。
ただし、当社の承諾がある場合はこの限りではありません。

(準拠法)

第38条 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈します。

(管轄裁判所)

第39条 契約者及び当社は、本サービスに関連して生ずるすべての紛争について、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

(反社会的勢力の排除)

第40条 契約者および当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員等（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にて定める定義）、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団、反社会的勢力もしくは暴力団員と密接な関

- 係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「反社会的勢力等」という。）であること。
- (2) 自らの行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 自らの行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、または、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること。
 - (4) 自らが反社会的勢力等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
 - (5) 本契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、または反社会的勢力等の運営に資するものであること。
- 2 契約者および当社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、相手方に通知のうえ両者協議し、反する事実が判明した場合には、相手方に対し是正その他必要な措置を要求することができ、相手方が当該要求にもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否した場合には、反する事実が判明した該当の契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 第1項に違反したとき。
 - (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき。
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、本契約により当社が受託した業務の一部を第三者に再委託する契約（以下、「再委託契約」という。）の相手方またはその役員が反社会的勢力等であることが判明したとき、再委託契約の履行が反社会的勢力等の活動を助長し、もしくは反社会的勢力等の運営に資することが判明したとき、または再委託契約の相手方が自らまたは第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約の解除その他の必要な措置を取らなければならない。
- 4 契約者は、当社が前項に違反したときは、当社に通知のうえ両者協議し、反する事実が判明した場合には、当社に対し是正その他必要な措置を要求することができ、当社が当該要求にもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否した場合には、反する事実が判明した該当の契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 契約者および当社は、第2項および前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

(協議)

第41条 本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義が生じた事項については、契約者及び当社は誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

附則

附則（2021年10月1日 MSSセ00833477号）

（実施期日）

- 1 この規定は、2021年10月8日から実施します。

附則（2025年6月20日 MSSセ000400002169-01号）

（実施期日）

- 1 この規約は、2025年7月1日より実施します。